

## 基本的な考え方

4月1日に施行された北海道自転車条例の趣旨等を啓発資材の配付や広報媒体等を通じて、広く道民及び観光旅客等に対し、周知を図るとともに、サイクルツーリズムの振興などの取組の担い手の機運醸成や広域連携の促進等につながる取組を展開

平成29年度

自転車月間

平成30年度

4月 5月

7月

10月

3月

複合的なメディアを活用した総合的な広報の実施

### 条例策定の周知

- ポスター、チラシ作成  
【配付先(～H29.3)】  
各市町村、各振興局、警察、交通安全関係団体、自転車軽自動車商業協同組合加盟店等

#### <自転車月間の取組>

- 包括連携協定を締結している企業等へのポスター掲示(セコマ、コプ、イワ、アホ、ファミマ、郵政)
- 北海道広報、セブンイレブン誌への掲載
- 街頭大型ビジョン放送(チカホ等)
- セコマ店内放送 など

フォーラムの開催

#### <自転車月間の取組>

- 北海道内におけるサイクルツーリズムの推進に向けた取組等を広くPR
  - ・開催場所：札幌市内
  - ・主催：北海道開発局・北海道

### 条例趣旨の周知

- 道民及び観光旅客等に対する自転車の活用等に関する普及啓発

#### 【自転車条例の基本理念】

- ・環境への負荷の低減 ・災害時の交通機能の維持 ・道民の健康の増進
- ・自転車利用者及び歩行者の安全確保 ・サイクルツーリズムの振興

- 自転車損害賠償保険等への加入促進に関する普及啓発

普及啓発をより効果的に実施するため、複合的なメディアを活用した総合的な広報をプロポーザル委託業務として実施

### 自転車の活用促進に向けた機運醸成

- 条例策定初年度であることを踏まえ、自転車を活用した取組のキックオフイベントの位置付けで、サイクルイベント等とタイアップして実施予定
  - ・開催場所：札幌市を含む道内3か所程度

自転車の活用促進に向けた取組